

主な内容

- ・養豚場の飼養衛生管理における HACCP 方式の導入事例 ……1
- ・牛白血病について④ ～ 農場における分離飼育の方法 ～ ……2
- ・家畜の衛生管理状況等の報告（定期報告）について ……3
- ・原発事故に伴う粗飼料の切り替えによる
黒毛和種繁殖牛の健康状態のモニタリング調査 ……4～5
- ・口蹄疫の発生状況と侵入防止対策 ……5～6
- ・飼料安全法に係る飼料収去等の結果について ……7
- ・診療施設を開設している皆様へ ……8



養豚場の飼養衛生管理における HACCP 方式の導入事例

防疫課 中小家畜担当

HACCP は食品衛生管理に関する方式で、原料から最終製品に至るすべての製造工程が管理の対象となります。各工程の危害（HA）を防止するための重要管理点（CCP）を連続的に監視・記録することで、食品の安全性を高めるシステムです。

本システムの考え方は畜産現場にも導入され、「家畜の所有者自らが生産段階での危害要因をコントロールする飼養衛生管理」が『農場 HACCP』として推進されています。

ここでは、安全な豚肉の生産を目的に、HACCP の考え方や手法を生産現場に取り入れ、豚を健康に飼うことに重点をおいた飼養衛生管理に取り組んでいる管内の一農場について紹介します。

契機

若い従業員の新規採用をきっかけに、豚肉の安全確保と豚の健康を維持する衛生管理に関して、経営者とすべての従業員が認識を共有する必要性が高まりました。

計画作成のポイント

「全員参加型のシステム作り」

経営者と従業員すべてが、危害分析と重要管理点の設定作業に関わることで、現状の作業の問題点と、問題発生を防ぐ注意点・チェック法について全員の理解を促しました。

「見ながら確実に実行」

監視方法・異常発生時の対応に関する作業手順を、作業場に掲示しました。写真やキーワードを用いたラミネートポスターで作業を「見える化」しました。

「外部機関も活用」

家畜保健衛生所職員が文書化に協力しました。

システム運用

平成22年12月から運用が開始された本システムは、定期的に点検され、より効果的なシステムに改善されています。家畜保健衛生所では、システムの検証と従業員の衛生教育を支援しています。

農場 HACCP 推進の一環として、民間の認証機関による認証制度があります。詳細については農林水産省下記アドレスをご参照ください。

http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/120427_1.html

牛白血病について④ ～ 農場における分離飼育の方法 ～

衛生課 生産衛生担当

地方病性牛白血病の吸血昆虫による感染を防ぐため、牛白血病ウイルスに感染していない牛（非感染牛）を、感染している牛（感染牛）から分離飼育する対策が公共牧場や各農場で実施されています。今回は、農場での効果的な分離飼育方法を、実際の対策実施事例の成績を踏まえて紹介します。

実際の対策実施事例の成績

下の表は、夏期に農場内で分離飼育を行った 31 戸を、分離飼育方法の違いにより 4 グループ（A～D）に分類し、非感染牛への感染防止率を比較したものです。

感染防止率は、グループ A、B、C、D の順序で高く、非感染牛を牛舎内のみで管理した場合（A～C）が、牛舎外と牛舎内で管理した場合（D）より優れていました。さらに、A～C の中では、非感染牛を閉鎖的に管理した場合（A、B：専用牛舎への収容、防虫ネットの設置）が、開放的な管理（C）に比べて良好な成績でした。

グループ (農場数)	分離飼育方法		感染防止率
	非感染牛の 管理場所	非感染牛の感染牛からの分離状況	
A (5 戸)	牛舎内	非感染牛は、非感染牛専用の牛舎に収容し、感染牛と同居させずに管理（分娩等の一時的な移動を除く。）	97 % (34/35 頭)
B (11 戸)	牛舎内	感染牛と同一牛舎で並べ替えを行い、非感染牛を閉鎖的に管理（一部の非感染牛を専用牛舎で管理または出入口・窓や非感染牛の周囲に防虫ネットを設置。）	91 % (130/143 頭)
C (4 戸)	牛舎内	感染牛と同一牛舎で並べ替えを行い、非感染牛を開放的に管理（ロールカーテンの開放など。専用牛舎での管理や防虫ネットの設置は未実施。）	83 % (24/29 頭)
D (11 戸)	牛舎外 及び 牛舎内	屋外では、感染牛とは別のパドック等で管理または時折感染牛と一時的に混合飼育。屋内では、グループ C と同様に管理。	74 % (106/143 頭)

効果的な分離飼育方法

以上の結果から、効果的な分離飼育方法は、次のとおりです。

- ① 非感染牛を専用牛舎に収容して、感染牛と同居させずに管理する方法
- ② 非感染牛を感染牛と同一牛舎内で並べ替えた上で、出入口や窓等の開口部、非感染牛の周囲に防虫ネットを設置して管理する方法

平成23年4月の家畜伝染病予防法の改正により、家畜所有者に毎年1回の家畜の飼養衛生管理状況等の報告が、義務付けられました。

毎年の報告期限は、牛、馬、豚等が4月15日、鶏等の家きんが6月15日となっています。

皆様からご提出いただく定期報告は、口蹄疫などの病気が発生したときに、病気の広がりを抑えるために必要な基礎情報となります。

平成23年に家畜保健衛生所から送付した「家畜の衛生管理状況等の報告」の冊子をお持ちでしょうか。この中の必要なページをコピーしてご自分の家畜の飼養状況等を記入の上、下記の方法で提出してください。

また、この冊子を紛失してしまった場合は、家畜保健衛生所にお問い合わせください。

なお、岩手県のホームページからも様式をダウンロードできますので、ご利用ください。

[岩手県のトップページ](#)

> [農林水産部（出先機関）](#)

> [岩手県県南家畜保健衛生所](#)

> [様式ダウンロード](#)

提出方法

- ② 畜保健衛生所への郵送、FAX または持参
- ② 市町・農協・農済の畜産担当への提出
(一時預かりをお願いしています)
- ③ 県南家畜市場相談窓口への提出
- ④ 家畜保健衛生所職員の巡回時に提出

記載方法などについてのお問い合わせや報告書の郵送、FAX 送信は下記にお願いします。

岩手県県南家畜保健衛生所

〒023-0003

奥州市水沢区佐倉河字東館 41-1

tel 0197-23-3531 / fax 0197-23-3593

ホームページの画面

↓報告方法と「定期報告書様式」（全16ページ）

（ダウンロードは下のボタン ▼ダウンロード からお願いします）

家畜の衛生管理状況等の報告

家畜を所有する皆様へ・・・

平成23年から、所有する家畜の衛生管理状況等を、毎年、報告しなければなりません。
留意事項（1～2ページ）を参考にして、報告様式（3～15ページです。コピーの上ご利用ください）に記入し、次の報告先に提出してください。
記入にあたっては、別添の小冊子「飼養衛生管理基準」もご覧ください。

● 報告先・お問い合わせ先は・・・

飼養場所	報告先
盛岡市、盛岡市、八幡平市、雫石町、紫巻町、岩手町、滝沢村、紫家町、矢野町、山形町、岩手町、柳野郷村	岩手県中央家畜保健衛生所 〒020-0173 岩手県滝沢村滝沢字第3 390-5 TEL 019-688-4111 FAX 019-688-4012
大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、盛岡市、奥州市、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、住友町、大槌町	岩手県県南家畜保健衛生所 〒023-0003 奥州市水沢区佐倉河字東館 41-1 TEL 0197-23-3531 FAX 0197-23-3593
久慈市、二戸市、盛岡市、軽米町、野田町、九戸町、洋野町、一戸町	岩手県県北家畜保健衛生所 〒029-6222 九戸町野田町大字山田 23-9-1 TEL 0195-49-3006 FAX 0195-49-3008

関連ファイルダウンロード

[▼ダウンロード](#) 報告方法と定期報告書様式(16ページ)

[▼ダウンロード](#) 平成23年分の定期報告書様式(2ページ)

原発事故に伴う粗飼料の切り替えによる黒毛和種繁殖牛の健康状態の「リウグ」調査
防疫課 病性鑑定担当

平成24年4月から、家畜用飼料の放射性セシウムの暫定許容値の見直しに伴い、代替粗飼料の給与が継続しており、粗飼料の変更が家畜の健康に及ぼす影響が心配されるところです。

そこで、平成24年5～11月まで、関係機関の協力を頂き、管内の放牧地に併設されている2預託施設（授精後の繁殖牛を分娩前まで飼養）において、飼料成分分析、臨床検査及び血液生化学検査を実施したので、概要をお知らせします。

[乾草の粗飼料成分の値及び充足率の試算]

表に、各預託施設で給与されていた粗飼料・配合飼料の成分値、給与量及び充足率を示します。施設Ⅰは、輸入乾草及び配合飼料が給与され、粗蛋白質(CP)の充足率がやや高い傾向がみられました。Ⅱは、輸入乾草、稲藁-ルッコップサイラージ(WCS)及び配合飼料が給与されていましたが、CPの成分値に変動がみられ、充足率への影響が懸念されました。

乾草の粗飼料成分の値及び充足率の試算

施設	品目	採材月	成分値(現物%)				給与量(kg)	充足率(%)					
			水分	CP	粗繊維	TDN		CP			TDN		
								初※	中	後	初	中	後
Ⅰ	輸入乾草	8月	7.6%	12.7%	33%	44.9%	5 _{kg}	161%	157%	108%	94%	92%	71%
		11	9.2	12.9	32	50.8	7	224	218	145	142	138	95
	配合飼料	通期	12	16	10	69	1	-	-	-	-	-	-
Ⅱ	輸入乾草	6	11.4	8.9	32	48.7	6	144	143	95	134	133	98
	WCS		73.6	1.2	-	12.6	7	-	-	-	-	-	-
	輸入乾草	9	11	8.7	30	50.6	6	-	168	111	-	165	123
	WCS		66.1	1.4	-	17.2	7	-	-	-	-	-	-
	輸入乾草	11	15	4.1	32	48.4	6	95	105	68	136	151	108
	WCS		67.4	1.5	-	17.5	7	-	-	-	-	-	-
配合飼料	通期	18	18	10	70	1	-	-	-	-	-	-	

※ Ⅰでは7月から輸入乾草を給与。※妊娠ステージ：初期、中期、後期に分類

[栄養検査(血液生化学検査)]

IUGR-代謝の指標として、総コレステロールについて検討しました。Ⅰ(36頭検査)では、正常値を下回る個体が22%みられましたが、その8割は推定体重が上位で栄養要求量が多く、同指標が低くなったと思われました。Ⅱ(25頭)はほぼ正常範囲で推移しました。

蛋白質代謝の指標である、総蛋白質、アルブミン、尿素態窒素について検討したところ、Ⅰは、8月にアルブミン及び尿素態窒素が全般に低値を示し、11月には正常範囲に戻りました。Ⅱの尿素態窒素は11月に低値(妊娠中・後期5.2~5.6mg/dl)を示しました。長期的指

標とされる総蛋白質に変動はありませんでしたが、短期間での変動が伺われました。

無機物代謝の指標として、加鈣、マグネシウム、無機リンを検討しました。Ⅰではマグネシウム濃度が28%(10/36頭)で軽度の低値を示しました。一般的にマグネシウムの不足が持続・進行すると、泌乳期など要求量が増大する際に痙攣などの症状(いわゆる「グライタニ-」)を示す場合があります、注意が必要と思われました。Ⅱでは、正常範囲内で推移しました。

ビタミンA濃度は、Ⅰ、Ⅱ共に不足は認められませんでした。

[まとめ]

今回の調査結果では、牛の健康状態に大きな問題は見いだされませんでした。①個体の体重、栄養度、繁殖ステージに応じて給与量を増減させ、過肥(あるいは痩せすぎ)を防ぐこと、②栄養要求量の増加する授乳期には、濃厚飼料の給与等により栄養バランスを取ること、③供給状況により輸入粗飼料成分が変動することを想定し、新しい飼料に慣らす事(馴致)や可能であれば複数種を給与する事に留意すべきと思われました。



口蹄疫の発生状況と侵入防止対策

防疫課 大家畜担当

平成22年に宮崎県において発生し、甚大な被害をもたらした口蹄疫は、今なお世界各地で継続発生しています。アジア諸国においては、**台湾、中国、ロシアで継続して発生**が確認されています。最近では、2013年1月4日に中国の四川省において、と畜場に搬入された豚で発生が確認され、124頭が処分されました。

**アジア地域で人・物の移動が盛んになる春節の時期は、
侵入の危険性が高まります!**

【 口蹄疫の侵入防止上、特に、御注意いただきたいこと 】

発生国への旅行は自粛しましょう。仮に旅行する場合は、次のことに注意しましょう。

(1) 海外旅行に当たっての留意事項

- ① 農場やと畜場などの畜産関連施設に立ち入らないこと
- ② 肉製品等を日本に持ち帰らないこと
- ③ 空海港では、関係者の指示に従い靴底の消毒等を行うこと

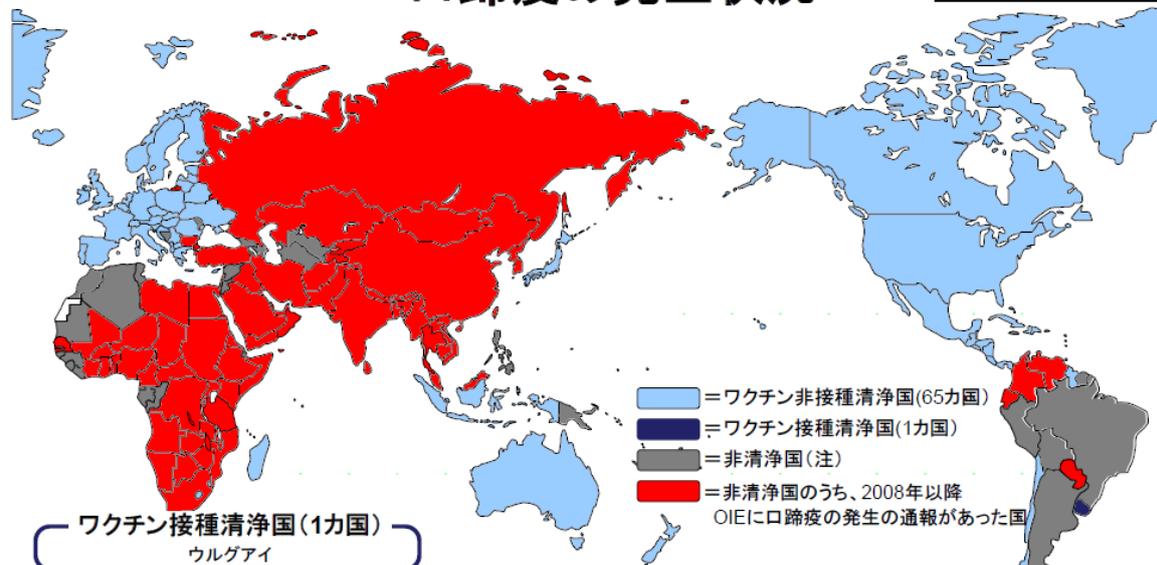
(2) 帰国後の留意事項

- ① 飼養衛生管理基準に基づき、帰国後1週間、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らないこと
- ② 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること

口蹄疫も含め、家畜伝染病を侵入させないためには、①農場入り口や畜舎入口における消毒、②畜舎内外の衛生状態の保持、③関係者以外の立ち入り禁止など『飼養衛生管理基準』を守ることが大切です!

口蹄疫の発生状況

2012年12月17日現在



ワクチン接種清浄国(1カ国)
ウルグアイ

ワクチン非接種清浄国(65カ国)

～ヨーロッパ(38カ国)～

アルバニア
オーストリア
ペラルーシ
ベルギー
クロアチア
キプロス
英国
サンマリノ共和国

チェコ
デンマーク
エストニア
フィンランド
マケドニア
フランス
ドイツ
ギリシャ

ハンガリー
アイスランド
アイルランド
イタリア
ラトビア
リトアニア
ルクセンブルク
マルタ

オランダ
ノルウェー
ポーランド
ポルトガル
ルーマニア
スロバキア
スロベニア
スペイン

スウェーデン
セルビア
モンテネグロ
ボスニア・ヘルツェゴビナ
スイス
ウクライナ

～アジア(4カ国)～

日本
インドネシア
シンガポール
ブルネイ

～オセアニア(4カ国)～

オーストラリア
ニュージーランド
バヌアツ
～アフリカ(4カ国)～
スワジランド
マダガスカル
モーリシャス
レソト王国

～南北アメリカ(15カ国)～

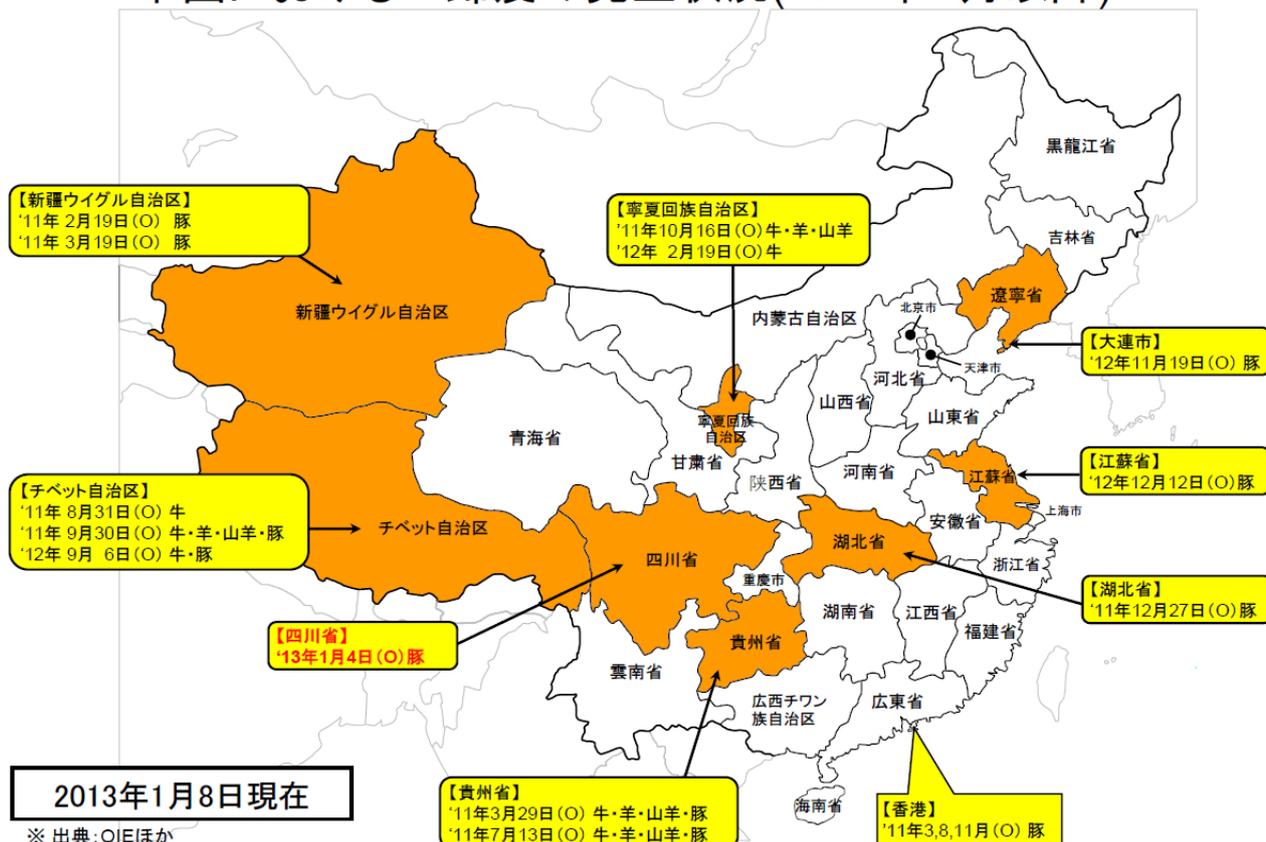
カナダ
チリ
コスタリカ
キューバ
エルサルバドル
グアテマラ
ガイアナ
ホンジュラス

ニカラグア
パナマ
米国
ベリーズ
ドミニカ共和国
ハイチ
メキシコ

注:上記 非清浄国には、その一部にOIEが公式認定するワクチン非接種清浄地域/ワクチン接種清浄地域を含んでいる国を含む。
(なお、フィリピンは5つのワクチン非接種清浄地域により、アルゼンチンは、1つのワクチン非接種清浄地域と2つのワクチン接種清浄地域により、全土がカバーされている。)

※ 出典: OIE(清浄国はOIE公式認定)

中国における口蹄疫の発生状況(2011年1月以降)



2013年1月8日現在

※ 出典: OIEほか
※ 日付は発生日

飼料安全法に係る飼料収去等の結果について

衛生課 安全対策担当

家畜保健衛生所では、飼料安全法に基づく飼料収去を行っております。飼料収去の目的は、安全な飼料の流通を確保し、安全・安心な畜産物の生産を確保することです。

収去した飼料は、《公定規格》で定められた配合飼料の成分が守られているか、BSE発生防止の観点から、A 飼料に動物性たんぱく（肉骨粉等）の混入が無いのか、大きくこの2つについて検査を行っています。検査結果は全て県報などを通して公表しています。

平成 24 年度に当所管内で収去した飼料の検査結果を取りまとめましたのでお知らせします。

《検査結果など》

1 立入検査

事業所数 13 事業所、 収去した飼料 22 点

飼料安全法に基づく不適事項等 0 事業所



2 栄養成分分析

	分析件数	違反件数
配合飼料	19	0
その他（混合、単体）飼料	—	—
合計	19	0

3 BSE 発生防止に係る動物性タンパクの混入

	分析件数	違反件数
配合飼料	14	0
その他（混合、単体）飼料	2	0
合計	16	0

立入検査、収去した飼料の検査はいずれも良好でした。

《その他》

安全な飼料の流通と適正使用については今後ともご協力をお願いいたします。

また、平成 24 年3月から、放射性物質を含む飼料について暫定規制値が定められ施行となっております。適切な管理をお願いいたします。

獣医療法第3条において、診療施設の開設者は診療施設を休止し、若しくは廃止し、又は届け出た事項を変更したときは **10日以内に届け出なければならない**と定められています。人事異動、診療施設の改築・設備の変更等が生じた際は遅滞なく最寄りの家畜保健衛生所へ届出をお願いします。

診療施設開設時の届出事項（獣医療法施行規則第1条）

- 開設者の氏名、住所
（法人の場合は法人の名称、主たる事務所の所在地）
- 診療施設の名称
- 開設の場所
- 開設の年月日
- 診療施設の構造設備の概要
- エックス線発生装置に関する事
＝ エックス線装置設置届
- 管理者の氏名、住所
- 診療の業務を行う獣医師の氏名
- 診療の業務の種類
- 開設者が法人の場合、定款

管理者の『住所』とは
自宅住所のことです。
引越せば変更届！

ポータブルのエック
ス線発生装置も届出
が必要です。

法人による開設の場
合、定款に変更が生じ
れば変更届！
本社の商号や所在地は
変更ありませんか？

なお、変更の内容によっては新規開設の届出が必要となる場合があります。新規開設となる主な事例は以下のとおりです。

- ① 開設者の変更（個人から法人、親から子）
- ② 診療施設の移転
- ③ 診療施設の全面的な改築

届出様式や添付書類についてはお問い合わせ願います。



編集・発行

〒023-0003 岩手県奥州市水沢区佐倉河字東館 41-1

岩手県南家畜保健衛生所 TEL 0197-23-3531 FAX 0197-23-3593
（佐々木・昆野）

岩手県南家畜衛生推進協議会 TEL 0197-24-5532 FAX 0197-23-6988
（横屋）